



2020 年 4 月 8 日  
九州旅客鉄道株式会社

## 新型コロナウイルスの影響に伴うきっぷ及び定期券の払いもどしについて

### ●きっぷ

新型コロナウイルスの影響によりご旅行を見合わせる場合、手数料をいただくずに払いもどしいたします（普通回数券のみ手数料をいただきます。）。また、特措法に基づく「緊急事態宣言」発出に伴い外出自粛要請の措置もあるため、お客さまが駅にお越しになることなくとも、後日払いもどしを行います（4月8日以前に購入された、緊急事態宣言の発出期間を有効期間に含むものに限ります。）。

※JR九州インターネット列車予約できっぷをご予約いただいたお客さまは、予約サイトの【重要なお知らせ】欄をあわせてご確認ください。

※旅行会社が発売する宿泊施設等とセットになった旅行商品をお持ちのお客さまは、お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

### ●通学定期券

新型コロナウイルスの影響により小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が休校となったため、通学定期券を払いもどす場合につきましては、後日お申し出いただいた場合でも、「最後に登校した日」にお申し出いただいたものとみなしてお取り扱いいたします（最後に登校した日の翌日以降に当該通学定期券を使用した場合を除きます。）。払いもどしのお手続きの際に、最後に通学した日をお申し出ください。

なお、払いもどしの際には「ご使用開始日から最後に登校した日」までご使用として、弊社規定による払いもどしの計算を行い、所定の払いもどし手数料を差し引いた額を払いもどします。払いもどし額がない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、このお取扱いは、当該通学定期券のご購入日から1年以内であればお受けいただくことができます。4月以降に使用する通学定期券をお求めいただく際にお申し出いただくこともできますので、駅窓口の混雑防止にお客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

（注）大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券及び通勤定期券については、4月8日以降のご使用がない場合に限り、4月7日を最終使用日として計算した額を払いもどします（所定の払いもどし手数料がかかります。）。

（注）定期券の払いもどしの際は、公的証明書（免許証・学生証等）のご呈示が必要です。